

仮設の給水装置工事について

平成 28 年 12 月 20 日

既設建物の解体撤去及び建替時等の仮設の給水装置工事については、給水装置の改造に当たるため、給水装置工事申込（改造）が必要になりますので、申請をお願いします。

（1）仮設の給水装置工事について

給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が給水装置工事主任技術者の監督の下、行うことが法で規定されています。仮設の給水装置工事を行う場合でも、改造に当たるため、申込（改造）が必要となることが淡路広域水道企業団水道事業給水条例に規定されていることから、仮設についても法順守の観点から申請及び給水装置主任技術者による監督をお願いします。仮設の給水装置工事については、一時的ということで十分な設計検討も行わず無許可で安易に工事をしたり、加圧装置を直圧管に誤接続工事をして本管に影響を及ぼすことを防止する観点から改造申請と審査が必要になります。

（2）審査手数料について

仮設の給水装置工事に関する申請については、審査手数料は徴収しないこととします。

（3）通報のお願い

無指定の建築業者・解体業者が、給水装置工事主任技術者の監督もなく給水工事をしているところを発見した時は、淡路広域水道企業団に通報をお願いします。

（4）罰則について

無指定の工事事業者が給水装置を無断で工事をした時、又給水装置工事主任技術者による監督もなく給水装置工事をした時、その他企業団の例規に違反し給水装置工事をした時は、淡路広域水道企業団の例規に準じて処理します。